

防衛省訓令第31号

緊急事態等に際しての防衛大臣の補佐態勢に関する訓令を次のように定める。

令和7年3月21日

防衛大臣 中谷 元

緊急事態等に際しての防衛大臣の補佐態勢に関する訓令

（目的）

第1条 この訓令は、緊急事態等（緊急事態に対する政府の初動対処体制について（平成15年11月21日閣議決定）における国民の生命、身体、財産又は国土に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態及び防衛省・自衛隊に関連して生じたその他の社会的な影響が大きな事件又は事故をいう。以下同じ。）の発生に際しての防衛大臣の補佐態勢に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（各機関等及び部隊等の責務）

第2条 緊急事態等が、我が国及び防衛省・自衛隊に及

ばす影響の重大性に鑑み、各機関等（防衛省本省の内部部局、施設等機関、各幕僚監部、情報本部、防衛監察本部及び地方防衛局並びに防衛装備庁をいう。次項及び第8条において同じ。）は、一体として政策及び運用の観点から防衛大臣を補佐するため、情報収集、対応方針の検討、関係省庁との連携、情報発信その他の必要な措置を的確に行わなければならない。

2 各機関等は、緊急事態等に際し、相互に緊密に連携し、及び協力しなければならない。

3 部隊等（自衛隊の部隊及び機関をいう。第8条において同じ）は、緊急事態等に際し、迅速な報告を行うとともに、必要な協力を行わなければならない。

（防衛省災害対策本部）

第3条 防衛大臣は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項の規定により非常災害対策本部が内閣府に設置された場合、同法第28条の2第1項の規定により緊急災害対策本部が内閣府に設置された場合その他特に必要があると認める場合には、

防衛省に防衛省災害対策本部を設置することができる。

（大規模事故等対策本部）

第4条 防衛大臣は、自衛隊又は在日米軍の事故又は事件であつて、社会的影響等を踏まえ、防衛省としての斉一性及び適時性を確保した対外対応が特に必要であると認められる事態が発生した場合には、防衛省に大規模事故等対策本部を設置することができる。

（危機管理関係幹部会議）

第5条 防衛大臣は、前2条に定める場合のほか、緊急事態等への対応に当たって特に必要と認めるときは、必要と認める者を参集し、危機管理関係幹部会議を開催し、又は指名する防衛副大臣若しくは防衛大臣政務官に、自らに代わり危機管理関係幹部会議を開催させることができる。

（防衛省危機管理チーム）

第6条 防衛省災害対策本部及び大規模事故等対策本部（次条において「防衛省災害対策本部等」という。）を補佐し、並びに危機管理関係幹部会議における議論

の資を提供するため、防衛省に防衛省危機管理チームを置く。

（防衛省災害対策本部等及び防衛省危機管理チームの運営）

第7条 防衛省災害対策本部等及び防衛省危機管理チームの設置運営について必要な事項は、別に定める。

（指揮系統等との関係）

第8条 この訓令の規定は、各機関等及び部隊等が、指揮系統を通じて行う報告その他必要な連絡を行うことを妨げない。

附 則

この訓令は、令和7年3月24日から施行する。